



平成 24 年 3 月 27 日
国 土 交 通 省

平成 23 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、国土交通省では平成 14 年度から、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検（以下、“一斉点検”という。）」を実施しております。

10 回目となる今回も、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて一斉点検を実施し、別添の通り結果を取りまとめましたのでお知らせします。

※結果の詳細については、国土交通省 HP「報道発表資料」をご確認ください。

1. 今年度の点検結果（点検結果の総括）

○全体で 808 件の工事を点検（10 月 1 日時点での稼働中工事 7,730 件の約 10%）。（H22：全体で 820 件の工事（10 月 1 日時点での稼働中工事 8,034 件の約 10%））

このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている全工事 65 件で点検を実施。

また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、134 件（点検件数 808 件の約 16.6%）を点検。

○点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は、該当がなかった。

○点検を実施した工事のうち約 2 割（141 件、約 17.5%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。

○点検結果は全般的に毎年改善されており（H22:180 件、約 22%）、「建設業法」や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺える。

2. 重点点検項目の点検結果

○平成 20 年度からの経年調査で重点点検項目とした、「施工体制台帳の備え付け（改善すべき事項がある工事の割合は H20:2.8%→H23:1.5%）」及び「請負代金の適切な支払い方法（同 H20:2.6%→H23:2.0%）」（下請け契約に関する点検項目）もわずかに改善している。

○一方、「明確な工事内容での契約」（同 H20:14.8%→H23:10.0%）（下請け契約に関する点検項目）は、理解の浸透が見られるものの、改善の余地はある。

3. 今後について

○国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督及び検査業務を通じて対応していくものとする。

<問合せ先>

国土交通省大臣官房技術調査課	工事監視官	石川 雄一
TEL (03)5253-8111 (内線 22306)	直通 (03)5253-8221	
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課	課長補佐	二宮 正道
TEL (03)5253-8111 (内線 23463)	直通 (03)5253-8239	
国土交通省港湾局技術企画課	課長補佐	加藤 利弘
TEL (03)5253-8111 (内線 46522)	直通 (03)5253-8905	
国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課	課長補佐	高橋 良正
TEL (03)5253-8111 (内線 49502)	直通 (03)5253-8725	

一点検結果の概要

※ { } は平成 22 年度点検結果

1. 今年度の点検結果

(1) 点検結果の総括

- 全体で 808 件の工事を点検（10 月 1 日時点での稼働中工事 7,730 件の約 10%）。{H22：全体で 820 件の工事（10 月 1 日時点での稼働中工事 8,034 件の約 10%）}
このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている全工事 65 件で点検を実施。
また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、134 件（点検件数 808 件の約 17%）を点検。
- 点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は、該当がなかった。
- 点検を実施した工事のうち約 2 割（141 件、約 17%）の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。
- 点検結果は全般的に毎年改善されており（H22:180 件、約 22%）、「建設業法」や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺え、特に建設業許可票の掲示（改善すべき事項がある工事の割合は、H14:75.6%→H23:0.9%）や施工体系図の掲示（同 H14:18.6%→H23:1.2%）などで顕著である。

(2) 点検項目別の結果

① 基本点検項目

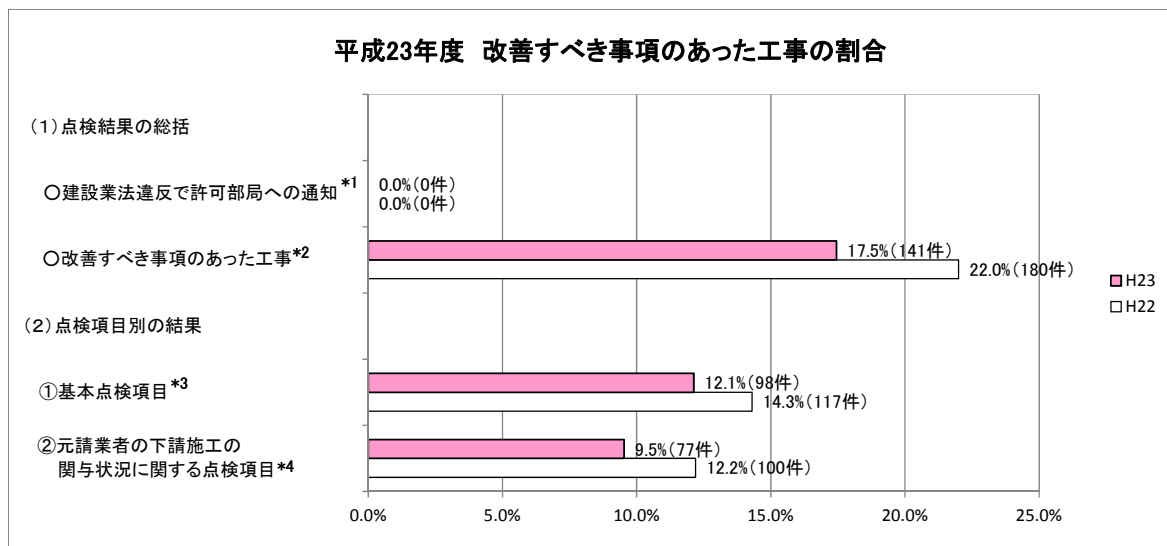
- 監理技術者資格者証の提示、JV の場合の主任技術者の資格要件において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は、該当がなかった。
一方、改善すべき事項が見つかった約 12%（98 件）{約 14%（117 件）}の工事について受注者に改善を求めた。
- 建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、ほぼ全ての工事（施工体制台帳の備え付け：約 98%、建設業許可票の掲示：約 99%）で確認された。
- 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が約 10%（81 件）{約 10%（85 件）}の工事で確認された。

② 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

- 改善すべき事項が見つかった約 10%（77 件）{約 12%（100 件）}の工事について受注者に改善を求めた。
- このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、発注者との協議（約 2%（15 件））{約 2%（13 件）}、安全衛生責任者（約 2%（13 件））{約 2%（15 件）}、下請業者に対する完成検査（約 1%（11 件））{約 2%（18 件）}であった。なお、足場点検については、昨年度より元請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加している。

③ 下請業者への点検項目

- 下請業者 527 社に対する調査の結果、下請業者の主任技術者の配置状況に関して建設業法違反（通知）及び指導事項に該当する工事は該当がなかった。
- 一方、519 社の主任技術者へのヒアリングの結果、別途対応を行った件数は、不当な低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が 2 件、「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が 1 件、不当な使用資材等の購入強制の禁止において、「工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された」が 1 件、「工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された」が 1 件あった。
- 足場点検では、「下請業者が行う点検の実施及び点検結果の保存のいずれかが確認できない」が 6 件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存と、異常を認めたとときの補修についての記録のいずれかがない」が 7 件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存と、異常を認めたとときの補修についての記録がない」が 3 件あった。なお、足場点検については、昨年度より下請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加している。



*1 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。

*2 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。

*3 監理技術者等の配置に関する点検項目、施工体制台帳の備え付けに関する点検項目及び下請け契約に関する点検項目のいずれかに改善すべき事項があった工事。

*4 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。

図 1 今年度の点検結果

(3) 特に改善がみられている調査項目

① 建設業許可票の掲示

建設業許可票の掲示は、建設業法第 40 条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、74.9%の工事で、提示場所に改善すべき点が見つかったが、平成 23 年度においては、概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善がみられる。

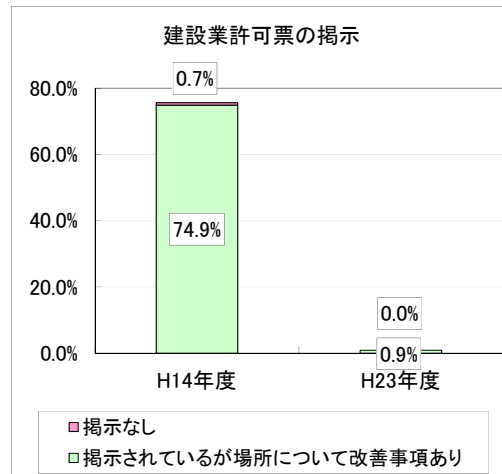


図 2 建設業許可票の掲示に関して改善事項があった工事の割合

② 施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の受注者に対して義務づけられている（建設業法第 24 条の 7 第 4 項、適正化法第 13 条第 3 項）。点検を開始した平成 14 年度においては、概ね全ての工事で掲示されていたものの、18%の工事で掲示する場所に不適切な点が見受けられたが、平成 23 年度には概ね全ての工事で、適切な場所に掲示が行われていた。

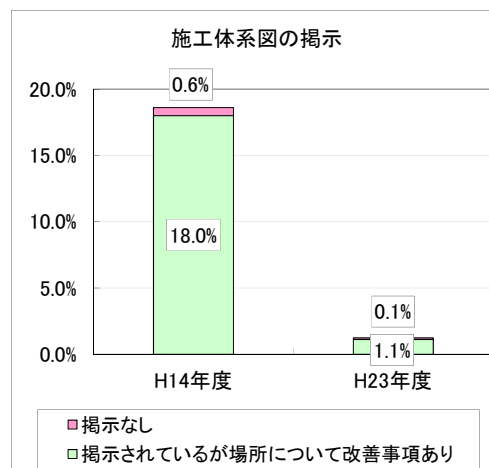


図 3 施工体系図の掲示に関して改善事項があった工事の割合

2. 重点点検項目の点検結果

- 平成20年度からの経年調査で重点点検項目とした、「施工体制台帳の備え付け（改善すべき事項がある工事の割合はH20:2.8%→H23:1.5%）」及び「請負代金の適切な支払い方法（同H20:2.6%→H23:2.0%）」（下請け契約に関する点検項目）もわずかに改善している。
- 一方、「明確な工事内容での契約」（同H20:14.8%→H23:10.0%）（下請け契約に関する点検項目）は、理解の浸透が見られるものの、改善の余地はある。

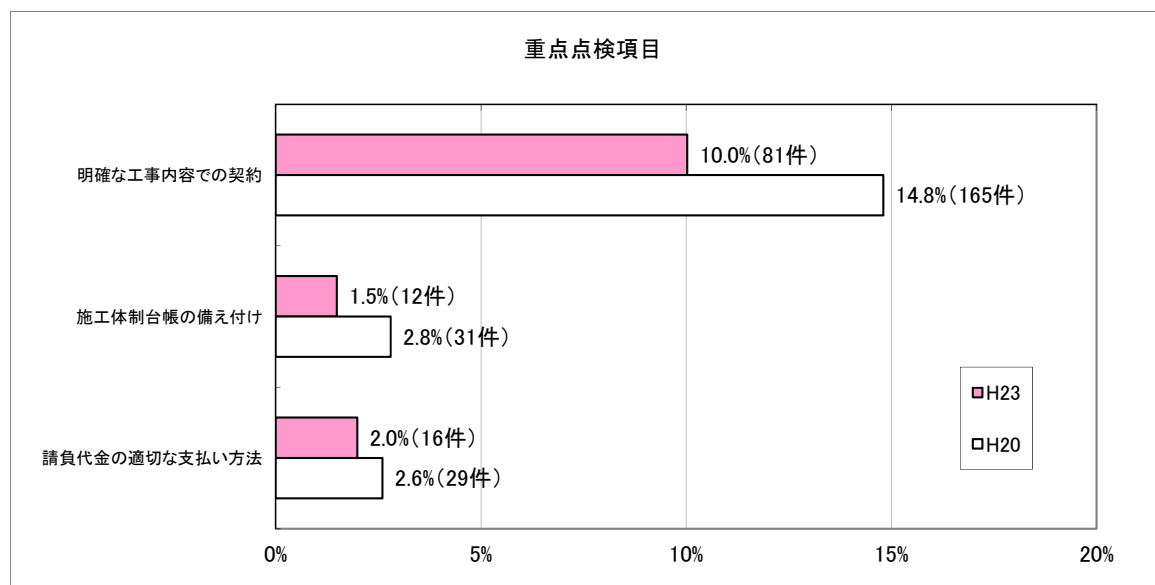


図4 重点点検項目の点検結果

① 明確な工事内容での下請契約

○改善すべき事項のあった81件{85件}のうち、不備内容(重複計上有り)は74件{95件}あり、そのうち割合が増加している内容は「契約工期が明記されていない」(H20:3.3%→H23:4.1%)、「数量が明記されていない」(H20:14.6%→H23:17.6%)、「材料費が明記されていない」(H20:42.9%→H23:43.2%)であった。

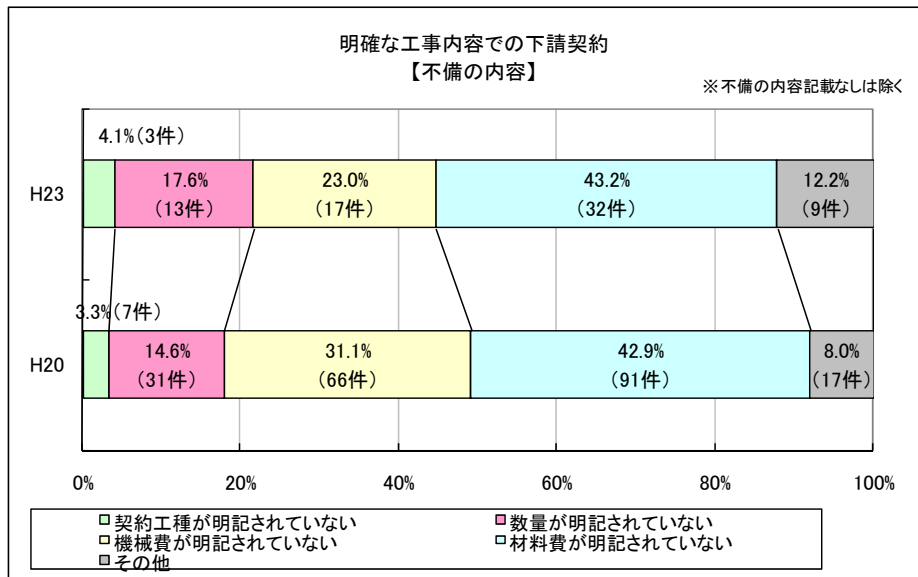


図5 明確な工事内容での下請契約における不備内容

○これらの不備が生じた主な理由としては、「記載漏れ」、「元下相互理解とし不明記(口頭説明、事前協議)」、「慣例により不明記」の順で回答が多かった。

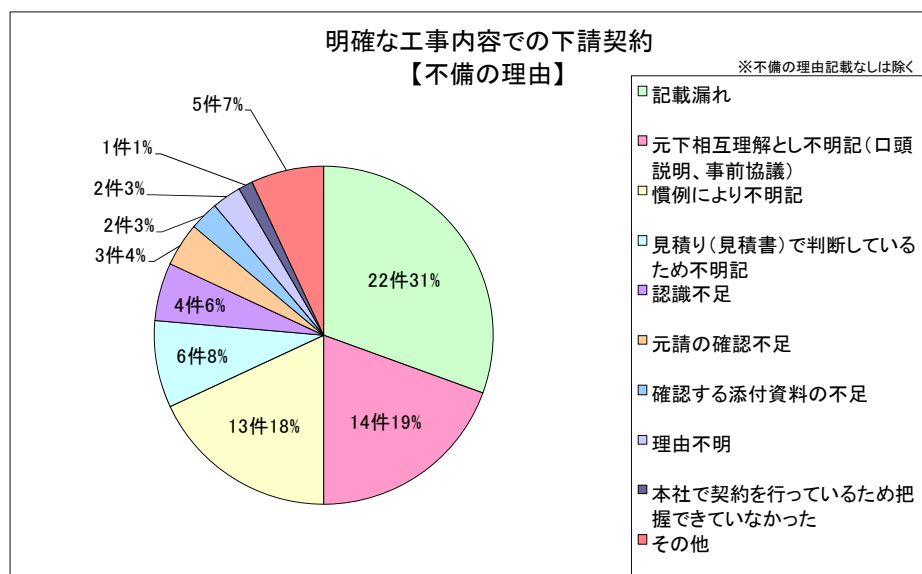


図6 明確な工事内容での下請契約における不備の理由

② 施工体制台帳の備え付け

○改善すべき事項のあった12件 {15件} のうち、不備内容の割合が増加しているものは「添付資料不足」(H20:46.4%→H23:85.7%)であった。

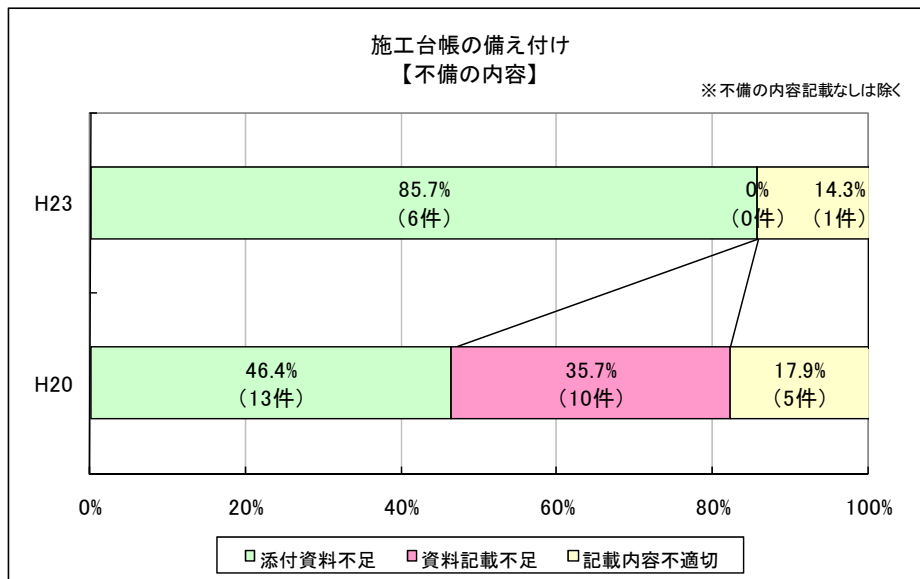


図7 施工体制台帳の備え付けにおける不備内容

○これらの不備が生じた主な理由としては「資料の添付し忘れ」の回答が多かった。

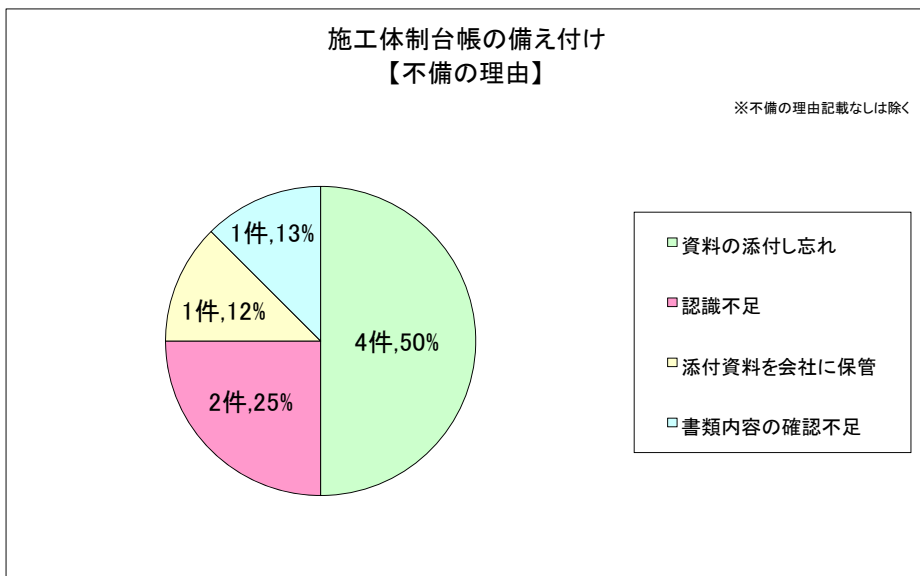


図8 施工体制台帳の備え付けにおける不備の理由

③ 請負代金の支払い方法

- 約 2% (16 件) の不備があり、内容は全く記載が無いものが約 3 割、労務費相当額未満が約 5 割であった。
- 改善すべき事項のあった 16 件 {17 件} のうち、不備内容の割合が増加しているものは「労務費相当額未満」(H20:17.9%→H23:46.7%) であった。

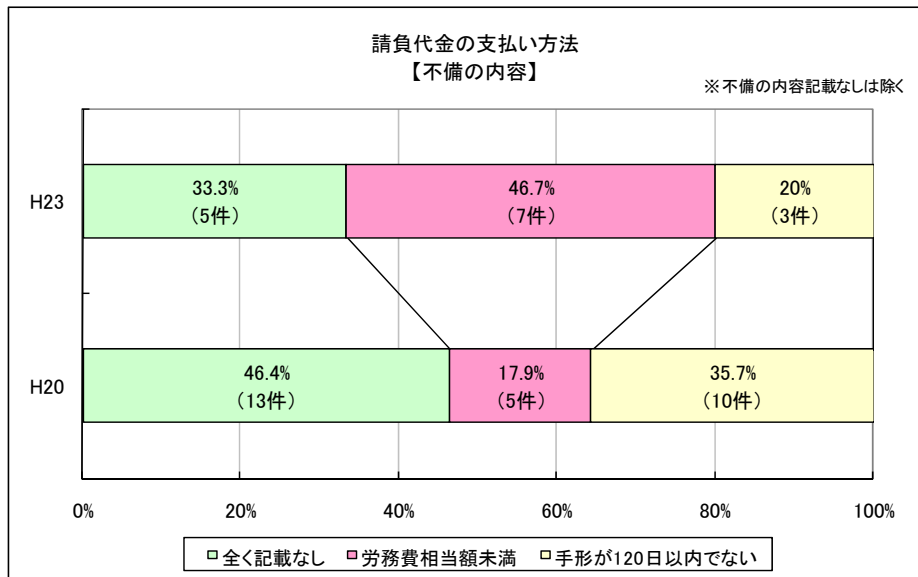


図 9 請負代金の支払い方法における不備内容

- これらの不備が生じた主な理由としては「記入漏れ」、「下請業者との合意」、「書類内容の確認不足」の順で回答が多かった。

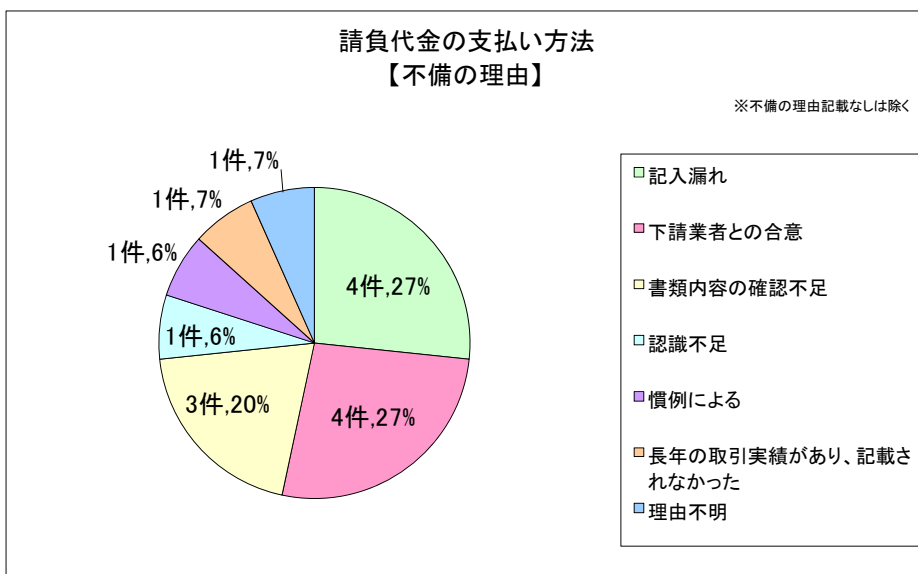


図 10 請負代金の支払い方法における不備の理由